

2018年度学費案内（大学院）

グローバル社会専攻・地球環境学研究科（秋入学・国際環境コース）・理工学専攻秋入学（グリーンサイエンス・エンジニアリング領域）を除く

I. 学費の納入と金額

- (1) 学費振込用紙の発送日と納入期限
学費の納入方法は、1年分を全額まとめて納入する方法（一括完納）を原則としていますが、都合により一括納入できない場合は2回に分けて納入する方法（分納）を選択できます。分納可能な金額は、授業料及び在籍料の半額のみです。**ただし、休学・論文減額・残余12単位減額（法曹養成専攻のみ）により学費が減額される場合は分納できず、春学期の請求時に一括納入していただきます。**

対象者	納付形態	発送日	納入期限
全専攻の修業年限内者	一括完納・分納一期分	4月11日(水)	5月9日(水)
全専攻の修業年限外者※	一括完納・分納一期分	5月2日(水)	5月23日(水)
全専攻	分納二期分	9月26日(水)	10月17日(水)

※修業年限外者とは、博士前期課程は2年/4セメスタを、博士後期課程は3年/6セメスタを超えて在籍する学生のことで。例えば、博士前期課程の場合、2016年度春学期以前入学者が修業年限外者です。

- (2) 学費の振込用紙は入学時に学籍原簿に送付先として記入した方（保証人または学生本人）に送付いたします。送付先を変更したい場合（学生→保証人等）は、学事センター（学費担当）にてお手続きください。送付先住所に変更があった場合は、Loyola（学生情報>学生住所変更）より変更してください。
- (3) 4月または5月に、一括完納用と分納一期用の振込用紙を送付しますので、どちらか一方を選び、お振り込みください。分納を選択された方には、9月にあらためて二期分の振込用紙を送付いたします。
- (4) 学費を期日までに納入しない場合は退学となります（大学院学則第29条）。
- (5) 学費の金額の詳細は「2018年度学費一覧」を参照ください。

II. 学費の減額制度と納入金額

1. 休学の場合の学費

所定の期日までに休学願を提出し、許可された場合、休学する学期の学費（授業料・教育充実費・実験実習費※）が減免されます。休学により学費が減額される場合は、1年分の学費を一括納入していただきます（分納不可）。

※総合人間科学研究科看護学専攻及び理工学研究科のみ

学費納入後に休学が許可となって学費が減額となり、過払分が生じた場合は、銀行振込にて返金いたします。

2. 9月修了（早期修了を含む）及び春学期末退学の場合の学費

9月修了（春学期末にて早期修了をする場合を含む）をする場合、当該年度の学費が減額されます。**春学期末日を退学日とする「退学願」を春学期末日までに提出し、許可された場合、上記同様に学費が減額されます。**秋学期開始以降に退学願を提出した場合は、納入済の学費は返還されませんので、留意してください。

3. 留学の場合の学費

(1) 留学する場合の学費

留学には、「交換留学」と「一般留学」の2種類があります。交換留学の場合の学費は、**規定額を全額本学へ納入し、留学先大学の学費は基本的に免除**となります。一般留学の場合は、**規定額を全額本学へ納入し、留学先大学の学費も先方の大学へ全額納入**することになります。

なお、休学して留学する場合は、学籍上は「休学」（「留学」ではない）となり、本学へは休学時の学費（「2018年度学費一覧」参照）を納入することになります。

(2) 留学期間延長による学費減額

通算の留学期間が**1年を超え**、さらに留学をすることが許可された場合は、学費が減額されます。減額の対象期間は本学における1学年または1学期です。期間及び減額基準と納入額は、休学の場合と同じです。

- | | | |
|---|----------------|--|
| 例 | 2018年度春学期から留学し | ①2019年度春学期まで留学する場合
②2019年度秋学期まで留学する場合 |
| | 2018年度秋学期から留学し | ③2019年度秋学期まで留学する場合
④2020年度春学期まで留学する場合 |

	2018年度		2019年度		2020年度	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
①	2018年度・・・規定額					
	2019年度・・・1学期休学の場合と同じ					
②	2018年度・・・規定額					
	2019年度・・・春・秋学期連続休学の場合と同じ					
③	2018年度・・・規定額					
	2019年度・・・1学期休学の場合と同じ					
④	2018年度・・・規定額					
	2019年度・・・1学期休学の場合と同じ					
	2020年度・・・1学期休学の場合と同じ					

4. 在学継続（修了延期）の場合の学費 <通称：論文減額> *法曹養成専攻を除く

(1) 学費納入額

修了延期となり、次のいずれかに該当する方は、学費は自動的に減額になります（減額願提出の必要はありません）。

- イ. 標準修業年限を超えて在学し、修士論文または博士論文を除く修了要件を満たし、単位が付与される科目（本学科目等履修生の教職・学芸員科目の履修を除く。以下、同じ）を履修しない者
- ロ. 標準修業年限を超えて在学し、休学等による不足修業年限が1学期以下で、修士論文または博士論文を除く修了要件を満たし、単位が付与される科目を履修しない者

論文減額により学費が減額される場合は、春学期の請求時に一括納入していただきます（**分納不可**）。なお、年度途中で、単位を付与する科目を履修したことが判明した場合は、減額措置は取り消され規定額を納入する必要がありますので、差額分を徴収します

費 目	納入する学費（年額）	
	イの場合	ロの場合
在籍料	60,000	60,000
授業料	1/2	3/4
教育充実費	—	—
実験実習研究費※	1/2	3/4
学生教育研究災害傷害保険料	全額	全額

※「実験実習研究費」は総合人間科学研究科看護学専攻及び理工学研究科のみ

(2) 論文減額適用者が休学する場合

「論文減額」と「休学」のうち、金額の低いほうが適用されます。

- ①論文減額適用者が春・秋学期連続休学をする場合は、春・秋学期連続休学の納入金額です。
- ②論文減額適用者が1学期休学をする場合の納入金額は、（イの場合）論文減額の金額（ロの場合）1学期休学の金額

(3) 論文減額者が9月修了する場合の学費

9月修了が正式に決定すると、その時点で学費が減額されます。差額は銀行振込にて返金致します。

5. 在学継続（修了延期）の場合の学費 <通称：残余12単位減額> *法曹養成専攻のみ

(1) 学費納入額

修了延期となり、かつ次の2項目のいずれかに該当する方は、学費は自動的に減額になります（減額願提出の必要はありません）。

- ① 年度当初に標準修業年限を満たし、修了に要する残余単位数が12単位以下の者
- ② 年度当初に標準修業年限を満たし、当該年度以前から留学して帰国後、単位換算した結果、修了に要する残余単位数が12単位以下になった者

費 目	納入する学費（年額）
在 籍 料	60,000円
授 業 料	1/2
教 育 充 実 費	1/2
学生教育研究災害傷害保険料	全額

(2) 在学継続（修了延期）時の学費減額と休学減額の関係

残余12単位減額該当者が休学した場合は、残余12単位減額学費と休学学費のうち、金額の低いほうが適用されます。

※1学期休学をした場合と残余12単位減額は同じ金額です。

(3) 「残余12単位減額」該当者が9月修了する場合の学費

9月修了が正式に決定すると、その時点で、納入済の「在籍料」の半額（30,000円）が免除となりますので、銀行振込にて返金いたします

Ⅲ. 同窓会費について

2017年度以降入学者の同窓会費（ソフィア終身会費40,000円）については、入学から2年目（博士前期課程および修士課程）または3年目（博士後期課程）に、学費とあわせてご案内いたします。

お問い合わせ先

学事センター	学費担当	TEL:03-3238-3195
	学籍担当	TEL:03-3238-3519
学生センター	奨学金担当	TEL:03-3238-3523
グローバル教育センター		TEL:03-3238-3521
ソフィア会（同窓会費について）		TEL:03-3238-3041